

一般廃棄物処理業許可証

釧路市許可 第15号

釧路市知人町3番18号

株式会社栄和サービス

代表取締役 佐々木 勉

令和8年7月14日付をもって申請のあった一般廃棄物処理業の許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付して許可する。

令和8年7月22日

釧路市長 鶴間 秀典



記

- 1 事業の範囲 釧路市内のごみの収集運搬とする
- 2 許可の有効期間 令和8年8月3日から
令和10年8月2日まで
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例等を遵守するほか市長の指示する事項に従うこと。